

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 平成 2 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 0 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 1 2 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 1 3 号 旭市子ども・子育て会議条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 1 号 生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情

出席委員（8名）

委 員 長 島 田 和 雄

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 林 一 哉

委 員 林 正一郎

委 員 林 俊 介

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 日 下 昭 治

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

税 務 課 長 佐 藤 一 則

環 境 課 長 新行内 弘

保険年金課長 加 瀬 喜 久

健康管理課長 野 口 國 男

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

子 育 て 山 口 訓 子

高 齢 者 石 毛 健 一

支 援 課 長

福 祉 課 長

病院事務部長	菅 谷 敏之史	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	病院参事兼 施設課長	永 嶋 英 和
病院経理課長	土 師 学	病院医事課長	片 見 武 寿
その他担当 職	1 2名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 1分

○委員長（島田和雄） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

それでは、委員会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先日、16日でしたか、台風18号が日本列島を横断いたしまして、各地に大変大きな被害が出たわけでございます。特に、雨による被害、それから、突風による被害、竜巻ですか、こういった被害が大きかったようでございます。

当地域は、進路もそれまして大した被害がなくて済んだわけでありますけれども、当初の予報の時は、この地域がちょうど中心になっていたのかなといったような感じもしておりまして、場合によっては、ああいったような被害が当地域に発生したのかなと、発生する可能性があったのかなといったような、ホッとしたところでございますけれども、災害の規模といたしますか、そういったものもだいぶ大きくなってまいりまして、いま一度ああいったときには、どういった対応をしたらいいのかといったようなことを、それぞれの皆さんが、また行政のほうでももう一度考え直していかなければならないのかなといったようなことを感じた次第でございます。

台風が過ぎ去りまして、その後はだいぶ過ごしやすい気候になってまいりました。

昨晩は中秋の名月ですか、すばらしい月が見られたわけでありますけれども、皆さんも中秋の名月見られましたでしょうか。どうでしょうか。あの月を見逃した方がもしおられたとしたら、本当に大損したんじゃないかなというくらい、すばらしいくっきりとした月でありました。

それはともかくといたしまして、そういったすがすがしい思いをした中で、気分を一新いたしまして、これからまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩します。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 4分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、日下議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（日下昭治） おはようございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昨日は、建設経済の委員会のほうで審査をされたと、きょう2日目の審査になるわけでございますけれども、今、委員長からございましたように、過日の台風等について、幸いにして大きな災害もなく経過されたことについて、心より改めてお喜びしたいと思います。

そういった中でございますが、まだまだ朝晩等、日中の温度差がだいぶあるわけでございますけれども、そういった中で十分気をつけていただければと思います。

そんな中、本日は皆さんに審査をお願いするわけでございますが、一般会計補正予算含む4議案と陳情1件について審査をいただくことになります。どうぞ慎重なご審議をいただきまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、ご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日付託されました議案は、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についての所管事項、議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議

決について、議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定についてご審議をいただくことになります。

執行部より提案の4議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定についての4議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に歳出から説明させていただきます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

1番下段になります。3款2項3目生活支援費、説明欄1の小規模介護施設整備事業284万4,000円についてご説明申し上げます。

平成21年に消防法の改正がありまして、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、スプリンクラー設備の設置については、従来、延べ面積が1,000平方メートル以上の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどに義務づけられておりましたが、この改正により、延べ面積が275平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設においても設置が義務づけられました。

今回、申請のあったグループホーム恵天堂は、施設面積が316平米であり、改正法では面

積要件で対象施設となりますが、特例的に設置義務が今まで免除されておりました。

しかし、今年の２月、長崎県の認知症高齢者グループホームで火災事故が発生し入所者が犠牲になったことがありまして、県よりも交付金を活用して整備するよう通知があり、この施設におきまして、入所者の安全性の確保を図るため、スプリンクラー設備の設置に伴う消火設備整備計画が提出されましたので、補正をお願いするものであります。補助率は、補助基準額の10割補助となっております。

この事業の歳出につきましては、９ページになります。

14款２項２目民生費県補助金、説明欄１、介護基盤緊急整備等立臨時特例交付金284万4,000円で、歳出と同額になります。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第９号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

３款３項１目児童福祉総務費の説明欄１番、子ども・子育て支援事業27万円の増は、旭市子ども・子育て支援事業計画策定等に当たり、この後、条例制定の審議をしていただくところですが、今回、新たに旭市子ども・子育て会議を設置し、この会議を開催する際の委員への報酬で15人掛ける6,000円で、会議３回分を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、議案第９号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第２号）の議決について、環境課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお開きください。

歳出になります。

４款１項５目、説明欄１、住宅用太陽光発電システム設置助成事業200万円でございますが、千葉県の最終的な補助金配分額の決定により補正をお願いするものでございます。設置件数は全体で約120件を予定しております。

前のページに戻りまして、９ページをお開きください。

歳入になります。

14款2項3目、説明欄1、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金145万円ですが、歳出の住宅用太陽光発電システム設置助成事業200万円のうち約70%を県支出金として見込んで計上してございます。

以上で、議案第9号、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款教育費2項教育振興費の説明欄1、放課後児童クラブ室建設事業でございます。

旭市の学童クラブにつきましては、議員の皆様のご理解によりまして、平成24年度には共和児童クラブ室を、そして、平成25年度は嚶鳴児童クラブ室の建設をお願いしてきたところでございます。

今回は、次年度に建設を予定したく、干潟児童クラブ室と琴田児童クラブ室の設計費の補正をお願いしたい次第でございます。

この2つの児童クラブ室につきましては、現在児童1人当たりの生活室の面積がそれぞれ1.06平方メートル、0.96平方メートルと千葉県基準1.65平方メートルを大きく下回っております。また、今後の児童の推移や地域の状況等からも、この2つの小学校地域では児童数が大きく減少することはないと思われます。

また、児童クラブ室建設に伴います国・県の補助金が平成26年度限りで終了することとされており、今回、2クラブの予算計上をさせていただきました。

それでは、A4用紙でお配りしました学校教育課資料の放課後児童クラブ室建設事業の概要をお願いいたします。

初めに、干潟児童クラブ室でございます。

右上に、議案第9号、学校教育課と書いてありますが、その下に干潟児童クラブ室（案）と書いてあるものをご用意いただきたいと思います。

まず、平面図でございますが、建物の全体的な大きさは約13メートル掛ける10メートル、延べ床面積144.08平方メートルを予定しております。

生活室の広さは88.60平方メートル程度を予定してございます。

次のページをご覧ください。

建設工事の内容といたしましては、構造が木造平屋建て、屋根材はガルバ鋼板瓦棒葺き、外壁はALCの外壁、身障者対応型のバリアフリー、単独合併浄化槽を予定しております。その他工事といたしましては、抜根整地工事、駐車場整備工事を予定しております。

建設予定地は、屋内運動場南側の旧干潟保育所跡地を予定しております。

続きまして、琴田児童クラブ室でございます。

平面図をお願いいたします。

建物の全体的な大きさは約10メートル掛ける11メートル、延べ床面積122.97平方メートルを予定しております。

生活室の広さは74.52平方メートル程度を予定してございます。

次ページの概要をご覧ください。

建設工事の内容といたしましては、干潟児童クラブ室と同じと考えております。

建設予定地は、琴田小学校敷地内の校舎西側を予定しております。

本補正予算成立後、設計委託の入札、設計建築確認を経まして、平成26年度当初予算で建築工事費の計上を予定し、建築工事の入札、着工を予定したいと考えております。

学童クラブのよりよい環境整備に向けて取り組んでまいりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかにありませんか。

担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんでしょうか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 民生費で、恵天堂の案は今度スプリンクラーに100%県補助ということで284万4,000円ということでございますが、これは今、グループホームの施設が至る所にあるわけですね。そこでこの民間の家を借りて、確かにそういった施設があるわけですが、その施設にはおおむね大体スプリンクラーの設備がされているのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 高齢者福祉課が所管します認知症のグループホームは市内4か所ございまして、この恵天堂が最後になります。あと3施設におきましては、平成22年度、

平成23年度で整備が終わっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 所管のは間違いないと思いますが、そのほかに個人でやっているんですか、いっぱいあるわけですよね、恵天堂なんかも経営しているやつで。旧飯岡にも相当ありますよ、何軒も。そういった民間の家、横大道にも、宇井床屋の2階の所、あそこも経営しているのは、もとはきまぐれ病院と言っていたけれども、精神病院と言っていたけれども、野中のあの病院が経営しているという話ですが、そういった所、恐らく設備はなされていないんじゃないかなと、これを行政側で指導することができるのかどうかお聞きしたい。

それと飯岡にも2か所くらいあるのです。飯岡の役場から丘のほうに行く所に、向後タダアキさんの娘がせがれかがやっている所です。その向こうにももう一軒ある。

だけど、これがそういった設備がなされているのかなと、設備なしで何かあった場合には困るんじゃないかなと。それから、佐久間議員もいますが、前の仲條のお茶葉屋の所にもあるわけですよね。そういった設備がされているのかなと、飯岡にも何か所もあるんですね、町なかにも、それをちょっとお聞かせ願えればありがたいなと。それとまた行政がそういったものに対して指導できるのか、できないのかということもお聞かせ願いたいと思います。大変私も心配になっているんですよ、実際、そういった所いっぱいあるもので。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまご案内のグループホームですけれども、身障系、精神系といいますか、そういった身障系のもので非常に小規模なものだと思います。

ですから、法的なものの網はかかっているかと思いますが、指導ができるかということです、法的なものの指導は難しいかと思いますが、再度確認をしまして、お願いといいましょうか、調査といいましょうか、そういったことを進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 非常に課長、ありがたい答弁でございますが、旭市にもありますよね、千葉病院の副院長の大矢先生がやっている。私もあの辺の中古の住宅ないかなということで、うちの会社も依頼されている所でございますが、そういった中で、スプリンクラー設備までしないで、そういった精神科の人も入れているわけですよね、だから、よく調査をして、や

はり今の時代ですから、火事が一番怖いわけですから、指導できるかどうか、行政のほうで指導できるかどうか調査して、その点もお願いしたいなと、要望でございますので、答弁いりませんから、よく調査しておいてください。また、いずれ電話でも結構ですからお知らせいただければありがたい。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） それでは1点質問させていただきます。

14ページ、民生費の説明の1、子ども・子育て支援事業の部分ですけれども、これは15人のメンバーで構成されて、1回6,000円の3回分ということで、メンバーはどのようなメンバーで構成されているのか。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 今、メンバーはどのような方がというご質問にお答えさせていただきます。

まだ正直これから決めさせていただくんですが、この中にもありますように、今、事務局の案といたしましては、学識経験者の方が1名、あと教育関係者として3名、保育関係者として2名、子育て支援事業に従事する者2名、あと子供の保護者5名、あとその他市長が認める者として2名、ちょっと具体的に何名と申し上げてしまいましたが、まだ案ということで、こういった区分の中からお願いしていこうかなと考えております。

○委員長（島田和雄） 他に質疑。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

教育委員会、放課後児童クラブ、去年は共和だったですね、今回は干潟と琴田、これからの予定と人数、これからの子供たちの推移をちょっと教えてもらえれば、各学校地区の。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、学童についての今後の予定でございますけれども、先ほど申し上げましたように、平成26年度は、次年度で補助金が一応なくなるということでございますので、とりあえず次年度、今、お願いしております琴田、干潟で、とりあえずこ

こで終わりといいますか、その後につきましては、特に予定はないということでございます。

あと、子供たちの推移でございますけれども、これは全体の、あるいは地区のこういったデータで。

○委員（景山岩三郎） ……（録音もれ） ……

○委員長（島田和雄） 景山委員、すみません、マイクで。

○委員（景山岩三郎） 今、入っている子供たちいるでしょう。低学年の子供らもいるわけでしょう。その子供たちもこれからどんどんそのまま上に上がってくるのか、見込みですよ、全然いなくてもしょうがないから。

○委員長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、とりあえず今学童を建設予定している所でよろしいでしょうか。あるいは全体的な所、15校、小学校が5校あるんですけども、全ての学校。

○委員（景山岩三郎） 全て。

○学校教育課長（菅谷充雅） 全てですか、分かりました。

それでは、15校、一応現在での予定ということで、現在、実はゼロ歳児までさかのぼって推計を出しておりますので、6年後ということでよろしいでしょうか。

では、まず、中央のほうが現在一応757名子供が全校でおりまして、これが6年後になりますと791名と考えております。

続きまして、学童のほうを今お願いしております琴田のほうでございますが、これが全校で160名が、6年後ゼロ歳児が入ってきますと176名、干潟がこれもお願いしているところでございますけれども、現在292名で、6年後が220名とちょっと減る状況でございますが、ただ、今までのあれを見ますと、かなり区域外就学が流れてきているということで、特にこれは匝瑳市からも結構近いということで流れてきていますので、実数では結構減っているんですけども、今後、地域の事情とか、駅の近くとか、そういったことで一応お願いしているところでございます。

富浦につきましては、現在227名が189名ということでございます。矢指につきましては174名が166名、共和が現在288名が256名、豊畑が213名が204名、鶴巻が150名が137名、滝郷が123名が99名、ただ、滝郷小学校につきましては、こちらのほうも区域の中に滝郷学園を抱えているということでございますので、この辺はちょっと数値のほうが読めないところでございます。それから、嚶鳴小学校が371名が286名、こちらのほうも実は嚶鳴につきましても区域外就学が非常に多い学校でございます。それから、三川小が235名が192名、飯岡小が

242名が226名、中和小が91名が97名、萬歳小が93名が79名、古城小が134名が133名、合計で見ますと、現在3,550名が6年後になりますと3,251名ということで、今のところゼロ歳児までの推計でございます。これは今申し上げましたように学園とか区域外の就学とか、そういうのは一切なしで考えている数値でございます。

以上でございます。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） この衛生費の中で200万円の補正やって1,726万7,000円ですね。これ120件を見ているという10万円切るな。ちょっと私は10万円くらいということで、住宅関係の人に、新築した人に言ってきたんですが、ちょっと計算してみると幾らになるかな、十四、五万円か。もう少し補助出なかったですか、課長。二、三十万円出るかなと思っていたんですが、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） この公害対策費1,700万円ございますけれども、これは太陽光だけではございません。ほかの事業も入っております。ですから、太陽光につきましては、今回200万円を補正しますので、当初の予算が1,000万円でございます。ですから、1,200万円が事業費となっております。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 文句ばかり言って申し訳なかったけど、学校今度造るのに、これ一つ学校教育課長にお願いしておきたいことは、総事業費3,460万円とここに書きちゃったでしょう。入札前でしょう。だから、これはあまりオープンにしないほうがいいかなと私は思います。私としてはです。

それで金額も80万円近く坪当たりになりますということでございますが、この前もちょっと高いじゃないかということでいろいろ議論したわけでございますが、この間、共和小学校の所見たらよくできているから、このくらいかかるのかなという気持ちは持っておりますが、高いとか、安いとか、あまりそれは申しませんが、やはりもう少し幾ら議会でも総工費までは入れないほうがいいじゃないかなと、入札前ですので、その点は頭の中に一つ入れておい

ていただきたい。

以上です。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） よく承りました。今後十分気をつけていきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 放課後児童クラブ室なんですが、共和小学校見ても近代的によくできているなと感じましたが、最近、突風やなんかもよく起きますので、突風時に対する強度はどのくらいものがあるのか、ちょっと。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 申し訳ありません。その辺の細かい専門的なことは私も把握していないんですが、ただ、いわゆるかなり頑丈に造っていただいておりますし、その辺はよほどのことがない限りは問題ないかなと思っておりますが、もう一度再度確認をしていきたいと思いますので、いろいろご助言どうもありがとうございました。確認させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 16日の突風を見ましても、何か近代的なすばらしい建物がバツとなっている映像も映ってきましたので、貴重な子供たちの集まる場所なんで、そういう点、学校教育課長によく再度チェックしていただきまして、安全な共有ができますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 十分気をつけさせていただきます。また、十分検討させていただきますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決については、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかいいいですか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

まず、補正予算書の9ページをお開きください。

収益的収入です。

1款10項1目その他特別利益ですが、総合事務組合退職手当負担金の市における減免分6億8,135万4,000円を受け入れするものです。

続きまして、収益的支出です。

1款1項1目給与費、3項1目看護専門学校費、10ページをお開きください、4項1目介護老人保健施設事業費、5項1目養護老人ホーム事業費、6項1目特別養護老人ホーム事業費、7項1目ケアハウス事業費、8項1目訪問看護ステーション事業費、9項1目グループホーム・ケアホーム事業費ですが、総合事務組合において退職手当負担金の減免額が決定し、本年度の負担額がゼロとなりましたので、当初予算に計上してありました7億7,518万1,000円の減額を補正するものであります。

以上で、議案第12号、病院事業所管の補足説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 補正の大部分が退職手当負担金の減免ということで、かなり大きな金額、7億7,500万円ということなんですけれども、これ今年だけではないけれども、長年にわたっていたというんですが、私どもなかなかここまでは審査できないというか、病院側の発表と、監査委員の審査があるわけですから、それをそのまま信賴してというとおかしいんですけれども、これいつごろから。1つには、まず病院では毎年退職金の支払いと掛金とその差とかというのはチェックしていたんですか、していなかったんですか。ともかく掛け過ぎということなんでしょうけれども、毎年どうしていたんですか、実際に。その辺の監査委員の指摘というのはどういうふうになっていたんですか。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この負担額が超過になっていたというのは、一部事務組合の負担金制度そのものが若干問題がございまして、どういう制度になっていたかといいますと、公務員、県内の市町村を中心にしてしている組合なんですけれども、基本的に公務員ですので、入った場合は定年まで勤めるという前提で掛金を設定しているわけなんです。ところが病院の場合、医師とかが中心ですので、退職期間が市長部局のように入った後何十年とお勤めする方はほとんど率で言うると少ないものですから、どうしても病院の分については、正規の掛金の計算方法で負担することになっていますから、その差額が過大になってしまうわけなんです。これは一部事務組合の条例で、こういう負担金をくださいということは決まっているわけなんで、病院の特殊事情は、正直言って条例の中に加味されていないわけなんです。

ですので、我々とすれば、条例で決まっている負担金を市長部局の事務系の負担金の払い方と同様に払わざるを得ないシステムということになっているわけなんです。

ですので、逆に言いますと、旭市の市長部局は掛金よりも退職金のほうが多くなっていて、得をしているという形になっていますが、そういう調整がなかなか一般事務部局と病院のような特殊事情のあるところでは、負担金がなかなか調整しづらいと、今のシステムではあくまで一般の事務職員的な負担金方法になっているので、こういう差が生じてしまうということで、本質的なところがあるというところをまずご理解をいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 私ども民間とちょっと違うのかな、私、まだよく理解できていないところがあるのかもしれないんですけれども、基本的には、例えば看護師が早めにやめていっ

てしまって、いわゆるデパートの店員と同じようなところがあるという話では聞いてはいたんですけれども、そうしますと、実際に、例えば早めに病院でおやめになった方で退職金をご本人がどのくらいもらったかということは、病院では直接把握はしていないんですか。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院もその一部事務組合に入っていますので、退職金の負担率といいますか、何年働いた方には何年か月分払うというのは、一律の条例で払っていますので、それはもちろん把握しております。

ただ、あくまで掛金は、この率で計算して職員が何人いるからこれだけ掛金を払ってくださいというシステムになっていますので、どうしても過払いが生じてしまうと、それで市の場合、病院単独で加入ではなくて、あくまで市としての加入になりますから、病院と市長部局合算して負担金を払うというシステムになっていますので、病院が単独で加入できれば、ある程度精査はあれなんですけれども、あくまで市一本での加入ということになりますので、どうしても市全体でやるとそういう形になってしまいます。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） おっしゃることはよく分かります。

ただ、病院サイドとして、過払いであったという認識というのはいつごろからあったんですか。その辺、かなり前からあったんでしょうけれども、そういったお話というのは過去にしたことはあったんですか。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） かなり毎年積み上がっておりまして、平成24年度末ですと、病院だけで見た場合は、市としてですけれども80億円ぐらい、今、実際に負担金として払った部分と退職金としてもらった差額を見ますと、平成24年度末で約80億円ぐらい市全体で出ていますので、ある程度毎年積み上がってきましたので、その額が高額になってきたときに、やはり問題としてかなり大きいなということを把握しましたので、私ども単独ではなかなか、市として加入しているものですから、市長部局とも相談して、ぜひこれはこういう実情があるんで、一部事務組合の条例改正をしてほしいということを数年前からお願いして、ある程度額が積み上がってきた段階で、かなりこれは大きな問題だということでやるようになってまいりました。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、80億円とおっしゃいましたが、数年前からそういった認識があってお話をしていたということで、その辺は監査委員も御存じだと思いますけれども、まず、その点と。それから、80億円ってすごい大きな金額ですよ、数年前からといいますけれども、本会議でもお伺いしましたけれども、金利1%にしたって8,000万円、2%で1億6,000万円ですから、数年前といいますか、5年前、10年前とかなり大きな金額になると思うんですよ。

今回、7億7,000万円と、かなり利益勘定で出てくるわけですが、病院としては、これはもうかったと思っていますか、それとも損したと思っていますか。

○委員長（島田和雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院としましては、これは80億円というのは、あくまで病院と市長部局を合わせて旭市としての過払いが80億円ですから、病院単独で見た場合の過払いは、正直言えば100億円ぐらいにはなるというふうに思っておりますので、病院側から見れば、やはりちょっと制度的に少し問題があるというふうには病院としては思っています。

ただ、制度として、あくまで市一本で加入ということが一部事務組合の制度ですので、そこはなかなか病院単独では動きがとれないところがありますので、市長部局ともやはり連携して、さらなる改善を求めていくことも併せてしていきたいと思っております。

○委員（佐久間茂樹） もうかった。

○病院事務部長（菅谷敏之史） もうかっているという認識ではなくて、あくまでこれは、今までの本当に特別利益みたいなもので、私どもの本業は、やはり病院経営の中できちっとしていくことが本業だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定についての補足説明を申し上げます。

これにつきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしく

お願いいたします。

○委員長（島田和雄） それでは特にないようですので質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課より2点ご報告させていただきます。

初めに、9月16日に開催予定でありました敬老大会につきましては、台風第18号の影響を考慮いたしまして、14日の夕方時点で中止を決定し、防災無線等で周知させていただきました。

市民からの問い合わせは、前日及び当日で21件あり、また、会場に来られた方が13人おりましたが、いずれも台風の影響により中止した旨を説明し、ご理解をいただき、大きな混乱はありませんでした。

続いて2点目、あじさい工房による自立支援給付費不正取得に関しまして、現在の対応状況についてご報告させていただきます。

去る7月10日に、あじさい工房の事業主体でありますNPO法人旭市手をつなぐ育成会に対しまして、不正取得額の1,939万9,130円に加えまして、その40%に当たる775万9,652円を加算金として新たに請求いたしました。

したがいまして、合わせて2,715万8,782円の支払いを求めたわけでございますが、当該NPO法人には、この額を支払えるほどの資産はなく、結果といたしまして、当該法人が所有しておりました金融機関の預金口座に19万9,967円の残高があったことから、その額を内入れとして、7月31日に市へ納付していただいたところであります。

また、当該法人からの回収手段とは別に、同じく7月10日付で本件の首謀者といいますか、当時の会長に対しまして、民法による損害賠償金としての請求を行っており、今後、本人か

らの誠意が見られない場合には、市として弁護士や警察署とも協議し、それ相応の対応を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○委員長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは生涯学習課から、お手元にお配りした資料で1点ご報告いたします。

旭市海上キャンプ場の指定管理者の募集に係る資料でございます。

海上キャンプ場は、青少年健全育成施設として、昭和48年6月に千葉県が設置し、その後、体育館、管理棟、バンガロー等が増設され、平成21年4月に県から青少年健全育成施設として使用する条件で無償譲渡を受け、現在、旭市がキャンプ場の管理運営を行っております。

今回、このキャンプ場を行政改革推進課が進めております事務事業評価の二次評価で、平成26年度に指定管理者に指定管理を委ねると決定されたことから、キャンプ場の設置目的を効率的、効果的に達成することができる指定管理者を10月から公募し募集を行うものです。

施設の概要ですが、敷地面積1万5,790平方メートル、主な施設については、資料の左側の写真の順でご説明いたしますと、バンガロー8棟、管理棟1棟、テントサイトとして20張分、それから炊事棟1棟、体育館等でございます。

募集期間は、10月1日から31日までの1か月間、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間を予定しております。

指定管理者の指定についてですが、今回、公募を行いまして応募事業者がありましたら、副市長を委員長として市の職員及び外部の有識者で構成する指定管理者候補者選定委員会で内容を審査し、候補者として報告を受けた後に、教育委員会に諮り、意見を聴取してご承認いただけたら、議会に指定管理者の候補者として上程し議決をいただくこととなりますので、その際はご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、指定管理者導入に至った際には、包括的な施設の管理・運営が可能となり、利用者のサービス向上が図られ、利用者増が図れると考えております。

生涯学習課から報告1点、以上でございます。

○委員長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、子育て支援課から統合保育所について報告をさせていただきます。

（仮称）飯岡地域統合保育所の建設工事については、7月31日に起工式を行い、現在、園

舎部分の基礎工事に取りかかっております。

また、直接工事とは関係ありませんが、建設予定場所の北側に設置されております飯岡町閉庁記念碑についてでございますが、この記念碑を統合保育所竣工までに飯岡支所庁舎側へ移設することとしましたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） それでは、私のほうからきょう配付しました資料の医師宿舎建設工事着手について資料を基にご説明させていただきます。

初めに、予算計上におきましては、議員の皆様にご尽力いただきましてありがとうございました。改めて御礼申し上げる次第でございます。

それでは、概要等説明させていただきます。

1、建物の概要については、本年3月の開催の常任委員会にご説明させていただきましたが、改めてご説明させていただきます。

地上10階建て、延べ床面積8,409平米、鉄筋コンクリート造でございます。

戸数については104戸、内訳は3LDK90平米を56戸、2LDK60平米を20戸、1LDK45平米を28戸でございます。延べ床面積については、当初8,200平米ということでお話をさせていただきましたが、これは200平米ほど多くなっておりますが、これは建設基準法に定める容積対象外ということで、当初バルコニーや外共同廊下等除いた面積でございます。したがって、建物全体の面積としては8,409平米となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2、スケジュールについては、8月下旬、既に先月仮囲い等を始めシートパイルの打ち込みを始めております。今月末から根切り工事、耐圧盤、地中ばり等の基礎工事並びに電気機械設備等においてのスリーブ配管の施工を始めます。12月からは1階のスラブ工事ということで始めさせていただきます、平成26年1月からは各階、1階から立ち上げ工事を月1階ペースで行っていきます。それについて同時に1階の軽量間仕切り等の内装作業を進めてまいります。平成27年2月末に竣工を考えて、3月には新しい医者、もしくは構内にいるドクターの引っ越し等を開始させていただきたいと思っております。

3、施工業者については、3者による電子入札の結果、地元阿部建設株式会社が落札いたしました。工事金額は税込みの19億4,250万円でございます。

4、設計管理委託業務については、本館等を行いました株式会社横河建築設計事務所が行

います。それと右下のパースですが、これが完成後の南から見た建物のパースでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（島田和雄） 病院医事課長

○病院医事課長（片見武寿） それでは、病院のほうから２点目のご説明になります。

新しい治療装置の可動についてのご説明をいたします。

今回導入される機器は、イメージガイド放射線治療装置（IMRT）の稼動についてでございます。

導入機種といたしましては、三菱重工業製の放射性治療装置、MH I－V e r o 4 D R T システム、４D R Tというのは４次元放射線治療ということで、立体の３次元プラス時間をプラスした４次元という形になります。

購入価格についてですが、税込みで本体が５億３,５５０万円、関連附属品として６,４６８万円。

スケジュールに関してなんですけど、平成２５年９月現在ですが、原子力規制委員会の使用許可のほうが出ております。１０月に施設検査、原子力技術センターのほうの施設検査がございまして、それに通りますと、操作トレーニングを開始して、１１月下旬には治療開始予定、段階的に本稼働に入っていきたいというふうに考えております。

ここでIMRTの特徴なんですけど、この機械は従来の放射線治療の機械に比べまして、がんの部位のみを高線量で照射しまして、正常な周りの組織に影響をできるだけ抑えるというような効果がありまして、治療効果を高め、副作用を少なくすることができます。また、膀胱とか直腸とか、空だったり、動きのある臓器に関してなんですけど、CT画像も一緒に判断しまして、ピンポイントで照射できる動体追尾が可能な放射線治療装置になっております。

主に初めは前立腺の治療を行う予定となっております。

写真に関してなんですけど、左側が完成イメージになります。右側にあるのは、現在調整中の写真となっております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、資料がございませんが、飯岡中学校の改築に係る飯岡西部土地改良事業の進捗状況についてご報告いたします。

西部地区の現在工区につきましては、事業計画変更の内容について組合員のご理解をいただき、現在、同意取得と換地作業を進めているところと聞いております。

また、飯岡中学校改築事業に必要な開発行為等の同意につきましても、現在、工区の役員

と農水産課、庶務課で連携し、その取得を進めているところでございます。

ただ、今回、当初予算にて飯岡中学校の工事費約20%を予算計上させていただきましたけれども、まだ土地取得ができていないような状況でございますので、その執行について非常に危惧しているところでございます。

今後ですが、早期に3者協定を締結し、用地取得に向けて努力してまいりたいと思います。

その際には、また議案のほうの上程という形でお願いをしますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、環境課から報告をいたします。資料はございません。

秋のゴミゼロ運動の実施でございます。

日時は、9月29日日曜日、午前8時からおおむね9時まで1時間です。

小雨決行で、当日は午前7時に防災無線でお知らせをいたします。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかにいいですね。

それでは、担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 横山課長、私も大変危惧しているんですが、整理のほうがこれから仮換地処分に入ってくるわけですね。こうなってくると、人間には欲がございまして、相当難しいではないかということで、整理の組合の人が私のところに何回か押しかけてきているわけですが、そこで私も考えているのは、執行にも地元の議員4人で知恵を絞って提案しなきゃいかんなど、自分なりに考えていた課題があるんです。

それはきょう農水産課長がお見えでないから、私はどうかなと思っていたわけですが、農水産課長がお見えになっておれば、ちょっと相談してみようという自分なりの考えを持っていたんですが、それは、今、3町5反の土地の取得の先行を先にできないのかなと。そうでないと、整理がどんどん遅れていく。本来なら今年の5月にはオープンしていたわけですよ。これが今日こまで、2回も3回も、二転三転して、私の部落の人が2人ほど判こを用意しなかったということで、こういう結果が生まれたわけですが、多くの人も下宿のほうにもご

ざいしましたが、それは私が行って何とか説得してもらってきたわけですが、そういった中で、今、先ほど申したように1日も早く、飯岡中学校、今、耐用年数も切れてきたし、大雨のときには雨も漏れているわけです。このまま子供たちをそういった雨が漏れる、地震が今朝も来ました震度3ですが、こういった状態の中で、ズルズル1年も2年も遅らすと、繰越金だけやっているわけにもまいりませんので、知恵を絞って、3町5反の農地の学校誘致の取得が可能であるのかどうか、これ農水産課長と工区とも協議して前に進むことも考える必要があるのではないかなと私は思いますので、ちょっと進めていただきたいなと、考えていただきたいと、こういったこともあるんじゃないかなと。そうでないと、飯岡中学校がどんどん遅れていくと、飯岡の旧町民は非常にこれを危惧しておると、これをどうするんだと、私にも老骨にむちを打って、これを何とか解決してくれということで、私にも大変朝夕何十人という人が朝飯前から押しかけてきているんですよ。

私もこれは我が残りの人生をかけなきゃいかんというふうに自分なりに思っているところなんです、課長、できればこれを何とか処理していただきたいなと、知恵を絞っていただきたい。教育長も地元から2期目期待されているわけですから、教育長においてもしっかりと知恵を絞って汗をかいてもらいたいなと、これは私の要望でございますので、ひとつ農水産課長とも、県とも土連とも工区とも協議していただきたい。これを切にお願いしたい。

以上です。

○委員長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） ただいまの林正一郎委員のご意見、重々深く受け止めておきたいと思います。

先に取得できないかというようなことで、工区の役員さん方も随分気を使っていたいております。どの辺の範囲までかというのをちょっと私ども直接土地改良事業のほうにかかわっていないから教えていただいていないんですが、東側からブロックに分けて、その間の同意が取れ次第工事に入っていこうということで、そういったような工夫がされて、少しでも早く学校用地、3者のほうは確保し、3者協定を結んでいくというような形で今動いていただいています。

ですので、換地発表の原案発表がもうすぐされるそうですが、その辺の発表後のしばらく公告の間があって、11月入って早々、10日、11日ぐらいたと聞いていますけれども、計画の原案が確定するというような段取りに現在なっているそうです。

その段階で、3者協定、用地取得に向けてのうまくいけば仮契約をし議案として上程でき

るのかなというふうには、今現在進捗状況で考えています。

今、いただきましたアドバイスはよく持ち帰り、関係機関のほうに十分伝えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 横山課長とは管轄が違いますので、あまり申し述べにくいのですが、大久保農水産課長がおれば、もう少し突っ込んでお話をしたいなと思っていたんですが、今、正直言って収穫が終わりました。これから仮換地して、了解をいただいて、それで今度同意を得られた場合には工事に着手していくわけですね。

そうすると、今から工事着手すると、この間も工区の1人に申ししておりましたが、来春作付できるのかという問題が発生するわけですよ。作付ができないということになると、そこに問題が第1点残ってくるわけです。

それで作付ができるということになると、早くしないとみ種を注文する都合があるんですよ、これは難しいんですね、2つあるんですよ。課長は農家の方じゃないから、あなたにはちょっと分からないと思いますが、私は農家でやりましたから、昭和48年までは農家やっておりましたから、そういう問題が2つあるんです。

それで、私の所に朝晩押しかけてこられて、私も困っているんですが、工区にもどうなるんだと、それを1日も早く地権者にお話ししないと、地権者が今動揺していますということをお話しているんですが、きょうは農水産課長じゃないので、あなた担当外だから、これ以上突っ込むわけにもまいりませんが、大久保農水産課長にもその点を工区とよく連携をとって地権者に分かりやすい説明をしてあげたらいいんじゃないかなと、そういうふうをお願いしたいなと、約20町歩ほど今度同意が得られないから地区外になったわけです。その賦課金の返還が10月15日なんかに通知が来ていましたけれども、私の所も来ていましたけれども、その点、農水産課長の久保課長とも協議していただけませんか、お願いします。

答弁は結構です。

○委員長（島田和雄） ほかにお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情の1件であります。

陳情の審査

○委員長（島田和雄） それでは、陳情第1号の審査に入ります。

社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、担当課の意見を申し上げます。

初めに、国の生活保護の状況を申し上げますと、生活保護受給者は215万人でありまして、一昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いております。それまでの過去最高といいますのは、昭和26年のことですので、だいぶ前のことになります。

平成7年には88万人余りでありましたから、それから18年間で127万人も増加したわけです。

10年前と比べますと、特に稼働年齢層と言われますその他世帯の割合が大きく増加いたしました。

このような生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策を一体的に実施することが不可欠とされました。

そして、生活困窮者自立支援法案と生活保護法改正案の2法案が第183回国会に提出されました。

この2法案には、生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた施策が盛り込まれておりまして、平成25年6月4日の衆議院本会議で可決されましたが、参議院では2日間の審議が行われましたが、国会の情勢によりまして、予定されていた3日目の審議は行われませんでしたし

た。2法案は廃案となりました。

この時、国会では首相に対する問責決議が可決されるなどということがあり、その余波を受けて時間切れのような形で廃案となりました。

厚生労働省では、この法案が廃案になったことによりまして、生活保護に至る手前の段階での早期の自立支援が行えなくなる。生活保護受給者への就労・自立の促進に支障が生じる。生活保護の不正受給対策の強化のための取り組みや医療扶助の適正化に支障が生じるといった影響を懸念されるとして、改めて可能な限り早期に成立を期すことが必要とされています。

陳情書にあります申請時のいわゆる水際作戦につきましては、参議院で審議が行われた際にも議論がありまして、申請を受ける窓口での誤った取り扱いがされないよう指導していくとの回答でありました。また、扶養義務者への調査につきましては、以前、芸能界で活動し相当の収入が見込まれた人の身内が生活保護を受けていたという事案がありまして、そういったことも勘案されて改正が行われるものと思われます。

最後に、地方からの要望事項を紹介しますと、全国知事会では、この2法案の早期成立を求める意見書を平成25年7月に提出しております。

さらに、全国市長会でも平成25年7月に、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の対策の適正化等を実施するための所要の措置を講じるといった提言を提出しております。

以上のように、生活保護法改正案につきましては、生活困窮者の支援団体の一部から反対の意見も聞かれますが、全体としては改正案の早期成立を望む声のほうが大きいように思われます。

私からは以上でございます。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄）　特にないようですので、ここで執行部は退席をしてください。ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 今回の陳情の件名について見ますと、生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情となっていますけれども、この生活保護法を「改悪」しないよという意味が私自身もよく分かりません。これは改正しないよというような、通常の言葉でこういう件名をまず出してほしいということと、それともう一つは、生活保護法の改正案、確かに先の国会で廃案になったわけでございましたけれども、再度、いろいろな関係者の方々のご意見を取りまとめて、再度法案が提出されるというような、国の段階でそういうふうに不正受給者をなくするというようなことで、いろいろな各方々の意見を取りまとめて、よりよいものにしようというようなことで、何か今再提出される話も聞いておりますので、私自体も生活困窮者支援団体等の一部から反対の意見もあることはありますけれども、一部分だと思います。恐らく全体としては、先ほど市長会ですか、何かそういう関係の団体からも改正案を出すべきだというような、望む声のほうが多いというふうに聞いておりますので、私もできれば、この件につきましては、件名については不採択ということで思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（島田和雄） そのほかにご意見ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第1号、生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情について、採択す

るに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成者なし。

陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(島田和雄) 以上で、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 和 雄